

中津川市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄者を特定し、不法投棄物の撤去を指導することを目的に、不法投棄が多発する場所における監視カメラの設置及び運用について中津川市防犯カメラの管理及び運用に関する規則（平成29年中津川市規則第 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の未然防止及び不法投棄物の撤去指導を目的として市長が設置する画像撮影装置等をいう。
- (3) 画像データ 監視カメラによって記録された画像をいう。
- (4) 電磁的記録媒体 電磁的方法により画像データを記録することができるメモリーカード等の記録媒体をいう。
- (5) 分析・保存装置 監視カメラを管理する部署（以下「部署」という。）に設置されたパソコン等であって、画像データの分析及び保存を行う装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 規則第3条に規定する管理責任者は、生活環境部環境政策課長をもって充てる。

2 管理責任者は、電磁的記録媒体及び分析・保存装置を操作する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指定するものとし、取扱責任者は、管理責任者の指示に従って画像データの分析又は保存を行うものとする。

3 監視カメラの操作については、取扱責任者以外の者が行ってはならない。ただし、監視カメラの点検、補修等管理責任者が特に必要と認めるとき等は、この限りでない。

(設置場所)

第4条 管理責任者は、職員によるパトロール及び市民等からの情報を総合的に勘案して、不法投棄が多発している場所に監視カメラを設置し、必要に応じて設置箇所を変更することができる。

(設置期間)

第5条 監視カメラの設置期間は、一月以内とする。ただし、市長が継続して監視が必要と認める場合は、期間を一月に限り延長することができる。

(申請)

第6条 不法投棄があった場所の属する自治会等現に不法投棄により被害を受けている者で監視カメラの設置を希望するもの（以下「申請者」という。）は、不法投棄監視カメラ設置申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請することができる。

- (1) 設置を希望する場所の位置図（住宅地図等）
- (2) 設置を希望する場所の土地所有者等の同意書
- (3) 設置を希望する工作物、樹木等の所有者等の同意書

2 市長は、前項の申請があったときは、監視カメラの設置の諾否を決定し、不法投棄監視カメラ設置通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(画像データの閲覧)

第7条 画像データは、不法投棄の状況確認及び原因の究明に使用する場合に限り、閲覧又

は分析を行うことができる。

(画像データの保管)

第8条 画像データの保管期間は、原則として14日間とする。

2 取扱責任者は、管理責任者の指示を受けて、画像データを分析するとともに、不法投棄を行っていると思われる者の特定等につながる画像その他犯罪に関連するおそれのある画像を除き、分析後速やかに消去するものとする。

3 画像データは、保存の必要がなくなった場合は、速やかに消去しなければならない。

(画像データの外部への提供)

第9条 画像データは、規則第10条に規定する場合を除き、外部へ提供してはならない。

2 前項の規定により画像データを外部へ提供するときは、不法投棄監視カメラ画像データ提供記録簿(様式第3号)に記録しなければならない。

(苦情等の処理)

第10条 管理責任者は、監視カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に対応するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。